

地方独立行政法人岡山県精神科医療センター
平成19年度に係る業務の実績に関する評価結果

平成20年8月

岡山県地方独立行政法人評価委員会

目 次

1	評価対象法人の概要	1
2	評価の実施根拠法	1
3	評価の対象	1
4	評価の趣旨及び評価者	1
5	評価方法の概要	2
	(1) 評価基準	2
	(2) 評価の手法	2
6	評価結果	2
	(1) 総合的な評定	2
	(2) 中期計画の各項目ごとの評定	3
	Ⅲ 県民に提供するサービスその他業務の質の向上	3
	Ⅳ 業務運営の改善及び効率化	4
	Ⅴ 財務内容の改善	4
	Ⅵ その他業務運営に関する重要事項	5
	(3) 評価結果等の業務運営への活用状況	5
	(4) 地方独立行政法人岡山県精神科医療センター に対する勧告等	5

1 評価対象法人の概要

- (1) 法人名等 岡山市鹿田本町3番16号 地方独立行政法人岡山県精神科医療センター 理事長 中島 豊爾
- (2) 設立年月日 平成19年4月1日
- (3) 設立団体 岡山県
- (4) 資本金の額 1,202,336,883円
- (5) 中期目標の期間 平成19年度から平成23年度
- (6) 目的及び業務

ア 目的

精神障害者の医療、保護及び発生の予防並びにこれらに必要な研究を行うことを目的とする。

イ 業務

(ア)精神科及び神経科に関する医療を提供すること。

(イ)精神科及び神経科に関する医療の調査及び研究を行うこと。

(ウ)精神科及び神経科に関する医療技術者の研修を行うこと。

(エ)前各号に掲げる業務を効果的かつ効率的に実施するため、附帯して必要となる関連業務を行うこと。

2 評価の実施根拠法

地方独立行政法人法（平成15年法律第118号）第28条

3 評価の対象

平成19年度における地方独立行政法人岡山県精神科医療センターの中期計画（平成19年度から23年度）の進捗状況

4 評価の趣旨及び評価者

(1) 評価の趣旨

地方独立行政法人法の規定に基づき、地方独立行政法人岡山県精神科医療センター（以下「岡山県精神科医療センター」という。）が、岡山県内の精神科医療の中核病院として、他の医療機関の模範となるような業務運営が行えるよう、業務の質の向上、業務運営の効率化、透明性の確保等について自主的、継続的な見直し及び改善を促すことを目的に、岡山県地方独立行政法人評価委員会（以下「評価委員会」という。）が業務の実績評価を行う。

(2) 評価委員会

委員名	氏名	役職等
委員長	末長 範彦	岡山県経営者協会会長 岡山トヨペット（株）取締役社長
委員	江尻 博子	岡山県商工会議所女性会連合会会長 （株）岡山スポーツ会館代表取締役社長
委員	小川 洋	公認会計士
専門委員 （病院関係）	黒田 重利	岡山大学大学院医歯薬学総合研究科教授
専門委員 （病院関係）	中西 綾子	岡山県看護協会専務理事

（委員名順、50音順）

5 評価方法の概要

(1) 評価基準

地方独立行政法人岡山県精神科医療センターの業務の実績に関する評価の実施基準

(2) 評価の手法

地方独立行政法人岡山県精神科医療センターの自己評価の結果を活用する間接評価方式

6 評価結果

(1) 総合的な評定

評価委員会は、岡山県精神科医療センターが地方独立行政法人岡山県精神科医療センターの業務の実績に関する評価の実施基準により自己評価し提出した「平成19年度に係る業務の実績に関する報告書」を適正な評価と認め、次のとおり評定した。

岡山県精神科医療センターは、「人としての尊厳を第一に安心・安全の医療をめざす」ことを理念とし、人権を尊重し、利用者の方々の視点に立った良質な医療の提供、患者の社会参加への積極的支援、快適な治療環境の提供、精神科医療水準の向上、健全で透明性の高い病院運営に努めることとしている。

平成19年度は、法人化初年度にあたり、理事長を中心とした機動的・戦略的な運営体制の確立のため、高い目標を掲げ、その達成に向けた基盤整備に努力している姿勢がうかがえた。

特に、児童思春期及び依存症の専門外来を設けるとともに、児童思春期入院棟、司法精神入院棟を開棟し、複雑・多様化する県民の精神医療に対するニーズに的確に対応できる専門的医療を提供する体制の構築や精神科救急体制の強化、患者の早期退院の取り組みは、理事長のリーダーシップのもと実現したものであり、積極的に評価するものである。

また、病院組織体制の再構築、組織規程及び事務処理決裁規程等を定め、責任体制の明確化を図り、意思決定の迅速化、予算の弾力的な運用、業務委託の推進等を積極的に行うことで、効率的な業務運営に努めていると認められ、財務内容についても、経常収支比率、医業収支比率、人件費比率いずれも前年度よりも改善するという具体的な形で現れており、高く評価するものである。

さらに、職員の人事管理制度についても、試行的ではあるが、人事評価制度を導入するなど、岡山県精神科医療センターの現状に満足することなく常に向上しようとする姿勢がうかがえるものであった。

しかしながら、訪問看護や訪問診療等の入院患者の社会復帰が可能となる条件整備への取り組み、精神科医師不在地域への対応、災害対策への体制整備等さらなる努力が必要とされたものもあった。

また、平均的な評価に終わった業務も見受けられたところで、これは、岡山県精神科医療センターが自己評価等において、自ら厳しく誠実に評価し、法人化を契機に改革を積極的に進めている過程での崇高な理念に基づくものと考えられる。

以上全体として、岡山県精神科医療センターが法人化のメリットを活かし、これまで培ってきた成果のもと特色・強みを打ち出している状況が十分見受けられるところであり、平成19年度の業務の実績における中期計画の進捗は、概ね順調と評定する。

なお、岡山県精神科医療センターは、地方独立行政法人として公的な使命を有しており、引き続き、医療の質の向上と県内精神科医療の中核病院としての存在意義を十分に考慮した運営が行われることを望む。

(2) 中期計画の各項目ごとの評定

Ⅲ 県民に提供するサービスその他業務の質の向上

ア 評定

中期計画の進捗状況は概ね順調

イ 理由

法人化により理事長のリーダーシップを活かした取り組みがスタートし、着実に期待以上の成果が見受けられる。

ウ 評価した項目

① 項目数

53項目

② 特筆すべき項目

- ・効果的な病床管理が行われ、病床利用率は95.1%と目標を大きく上回り、県内の精神科医療の中核病院として機能している。
- ・民間病院では対応が困難な専門的な分野として、児童思春期専門外来と依存症専門外来を設置し、専門的医療を展開した。
- ・24時間の救急医療を実施し、中核病院として県内の多くの事案に対応した。
- ・児童思春期入院棟内に院内学級の開設を行ったことは特筆すべきであるが、児童福祉との連携強化が今後の課題である。
- ・災害派遣に係る諸規定などの整備については、特に早い段階で整備することが望まれる。
- ・訪問診療は、入院患者の社会復帰のための条件整備として重要であり、早期に取り組むべきである。

IV 業務運営の改善及び効率化

ア 評定

中期計画の進捗状況は概ね順調

イ 理由

法人化初年度として、運営の基盤となる各種組織体制や規程等の整備が図られ、各部門ごとの意思決定と責任体制の明確化に努めた。

ウ 評価した項目

① 項目数

17項目

② 特筆すべき項目

- ・組織規程、事務処理決裁規程等が定められ、各部門間における責任体制の明確化が図られた。
- ・会計規程、業務決裁処理規程が整備され、適正な予算執行に努めるとともに、効率的、効果的な運営に努めた。
- ・未収金の解消について努力している姿勢はうかがえるが、引き続き、特に過年度分の未収金の解消に努める必要がある。

V 財務内容の改善

ア 評定

中期計画の進捗状況は順調

イ 理由

経常収支比率などの経営管理指標の改善が図られ、財務内容の改善が認められた。

ウ 評価した項目

① 項目数

1項目

② 特筆すべき項目

- ・ 経常収支比率（経常収益／経常費用）が100.6%から116.9%へ、医業収支比率（医業収益／営業費用）が77.3%から87.1%へ、人件費比率（総人件費／医業収益）が84.7%から72.8%に改善した。

VI その他業務運営に関する重要事項

ア 評定

中期計画の進捗状況は順調

イ 理由

医療従事者の適正配置、職員の業務能力を的確に反映した人事管理に努め、また、定期的な職員のヘルスケアの実施などにより、職員の就労環境の整備に努めた。

ウ 評価した項目

① 項目数

4項目

② 特筆すべき項目

- ・ 人事評価制度の試行を行うとともに、試行結果の分析、課題の整理を行った。

(3) 評価結果等の業務運営への活用状況

該当なし

(4) 地方独立行政法人岡山県精神科医療センターに対する勧告等

該当なし